

平成27年10月26日

一般社団法人愛知県トラック協会 殿

国土交通省中部地方整備局

### 登録事業所情報の更新案内

拝啓 時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。平素より国土交通行政につきましては、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、現在ご登録いただいておりますPSカード登録事業所情報は、平成27年12月23日より順次有効期限切れとなります。つきましては、下記の通り、更新のための手続きをお取りくださるようお願い致します。

なお、登録事業所情報の更新に関する手続きは、中部地方整備局より各事業者様宛に更新に必要な関係資料を送付します。有効期限から原則として1ヶ月前までに提出いただくようお願い申し上げます。

なお、登録事業所の種別（別紙、表-1、一～五号）に応じて、申請方法が異なりますので、ご留意下さい。

敬具

### 記

#### 【更新のためにご提出いただく資料】

- ・様式1（事業所情報更新報告書）

注1：更新は無料。

注2：様式1は国土交通省HP（以下URL）よりダウンロード可能です。

URL：[http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan\\_mn7\\_000007.html](http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_mn7_000007.html)

#### 【提出先】

国土交通省中部地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課  
〒460-8517

住所：名古屋市中区丸の内二丁目1番36号

TEL：052-209-6328

注1：提出は郵送にてお願い申し上げます。

注2：PSカードの使用規約第13条の表-1に掲げる五号に該当する場合は、制限区域に立入る必要があり、出入管理情報システムを導入している重要国際埠頭施設の管理者を経由して様式1の副申書を合わせて提出して下さい。

**【更新資料提出期限】**

平成27年11月23日（月）（有効期限の1ヶ月前）

**【更新を行わない場合】**

様式1-1（事業所情報登録抹消届）を提出して下さい。

注1：様式1-1（事業所情報登録抹消届）は、国土交通省HP（以下URL）よりダウンロード可能です。

URL：[http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan\\_fr1\\_000078.html](http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr1_000078.html)

以上

(参考) P Sカードの使用規約 (抜粋)

(P Sカード使用者の範囲)

第13条 P Sカードの使用許可申請を行うことができる者は、次表に掲げる者とする。

表-1

号	区 分	条 件
一	出入管理情報システムが設置されている重要国際埠頭施設が存在する港湾の港湾管理者の業務に従事する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「業務に従事する者」とは、左記の所属事業所等を通じて身元が確認できる者をいう。</li> <li>・身元確認は、雇用保険の加入状況を確認し、常時雇用されていることを確認するものとする。但し、役員である等の正当な理由を有する場合を除く。</li> </ul>
二	出入管理情報システムが設置されている重要国際埠頭施設の管理者の業務に従事する者	
三	出入管理情報システムが設置されている重要国際埠頭施設が存在する港湾において、港湾運送事業を営む事業者又は港湾運送関連事業を営む事業者の業務に従事する者	
四	一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の業務に従事する者	
五	<p>出入管理情報システムが設置されている重要国際埠頭施設の管理者が、当該重要国際埠頭施設の制限区域内で業務を行う次に掲げる事業者のうち、貨物流通の効率化のために必要があると認める事業者の業務に従事する者</p> <p>イ 当該重要国際埠頭施設の制限区域内に事業所が存在する者</p> <p>ロ 当該重要国際埠頭施設の管理者との契約で定めるところにより、当該重要国際埠頭施設の制限区域内で業務を行う者</p> <p>ハ 当該重要国際埠頭施設の制限区域内で輸出入関連業務を行う者</p>	